

地方公共団体情報システム機構の設立について

1 地方公共団体情報システム機構の概要

地方公共団体が共同して運営する組織として、「マイナンバー法」、「住民基本台帳法」及び「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」に係る事務を行うため、地方公共団体情報システム機構法に基づき平成26年4月1日設立。

意思決定機関である「代表者会議」及び審議機関である「経営審議委員会」のガバナンスの下で、理事長等の執行機関が事務を実施する地方共同法人。

2 業務の概要

- ・ マイナンバー関連システムの構築
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの運営
- ・ 公的個人認証サービスの運営
- ・ 総合行政ネットワークの運営 等

3 代表者会議の委員

議長：全国知事会副会長・情報化推進プロジェクトチームリーダー
飯泉 嘉門（徳島県知事）

委員：全国市長会会長 森 民夫（新潟県長岡市長）

委員：全国町村会会長 藤原 忠彦（長野県川上村長）

委員：東京大学大学院情報学環教授 須藤 修

委員：同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 新川 達郎

委員：中央大学法科大学院教授 藤原 静雄

4 代表者会議におけるこれまでの協議内容

(1) 第1回代表者会議（平成26年4月1日）

- ・ 代表者会議の議長の選任
- ・ 代表者会議会議規則 等

(2) 第2回代表者会議（平成26年4月10日）

- ・ 議長代理の指定
- ・ 地方公共団体情報システム機構業務方法書

(3) 第3回代表者会議（平成26年6月13日）

- ・ 平成25年度決算（案）
- ・ 平成26年度6月補正予算（案）